感染症の場合の登園について

保育園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復のため及び周囲の 子ども達へうつすおそれがあるため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断及び治療を受けられ、病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりまし たら、下記①~⑧の感染症については医師より「登園通知書」に記入してもらい、保育園へ提出 してお子さんを登園させるようにしてください。

- ◎次のような病名の時は登園を遠慮していただきます。
- ①百日咳
- ②麻疹
- ③風疹
- ④流行性耳下腺炎

- ⑤ 水痘
- ⑥結核
- ⑦咽頭結膜炎 ⑧髄膜炎菌性髄膜炎

専門医様

現在かかっている病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、お手数 でも保護者に「登園して良い」旨の指導をお願い致します。更に上記①~⑧の感染症については 下記の「登園通知書」により、保育園あてにお知らせくださるようお願い申し上げます。

【登園通知書】

	<u>組</u>	園児名			
上記の園児	は	のため	月	日より	
登園を中止させていましたが、診断の結果、治癒しましたので、					
月 日より登園しても差し支えないことを証明します。					
			年	三月	日
医熔機图名					

医師 名